

津都市計画臨港地区の変更（三重県決定）

都市計画津松阪港（津港区）臨港地区を次のように変更する。

名称	面積（h a）	備考
津松阪港 （津港区） 臨港地区	約 2 5 7 . 1 ha	分区面積（ha） 商港区 3 . 4 特殊物資港区 8 . 0 工業港区 2 3 9 . 0 漁港区 1 . 5 マリーナ港区 5 . 2 合 計 2 5 7 . 1 条例の名称 三重県の管理する港湾の臨港地区内の 分区における構築物の規制条例 制定 昭和 40 年 8 月 10 日三重県条例第 40 号 改正 昭和 41 年 3 月 30 日三重県条例第 15 号 改正 昭和 46 年 7 月 27 日三重県条例第 26 号 改正 昭和 60 年 3 月 29 日三重県条例第 15 号 改正 平成 12 年 12 月 26 日三重県条例第 86 号 改正 平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 25 号 改正 平成 19 年 3 月 20 日三重県条例第 19 号

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙「理由書」のとおり